

越前市国民健康保険

国民健康保険税が新たに課税または変更となりましたので通知いたします。
国民健康保険税額、今後納付すべき税額、変更理由は納税通知書1ページ目をご覧ください。

国民健康保険の納税義務者は「世帯主」です。(地方税法703条の4)

(裏面お問い合わせ **Q1** をご覧ください。)

主な変更の理由

- **取得、新規課税**…世帯で新たに国民健康保険に加入した方がいる
- **喪失**…世帯の中で国民健康保険の資格を喪失した方がいる
- **所得更正**…世帯主及び国民健康保険加入者の中に前年の所得金額が変更になった方がいる
※所得割額・減税世帯軽減額の算定は、加入者が次のいずれかに該当する場合には随時再算定をします。
 - ・所得の申告や給与支払報告書、年金支払報告書などにより所得額が変更になった場合
 - ・転入した方がいる場合:前自治体に所得状況を確認し、再算定を行なったため
 - ・市外在住の加入者がいる場合:住民税を課税している自治体に所得状況を確認し、再算定を行なったため
- **介護更正**…40歳以上65歳未満の方は、介護保険の2号被保険者に該当するため介護納付金が発生します。40歳に到達した月から課税され、健康保険税と合算して納付していただきます。
- **主変更**…世帯主が変更になった場合
それぞれの世帯主に月割りで保険税額を再計算して通知します。
旧世帯主:変更があった月の前月分まで納付、新世帯主:変更があった月以降の分を納付
- **平等割半額更正**…国民健康保険加入者が国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことで、国民健康保険加入者が一人になった場合
国民健康保険税の「医療分」と「後期高齢者支援金分」の平等割額が最大で5年間半額軽減され、続く3年間は4分の1減額されます。(世帯構成が変わると対象外になる場合があります。)
- **離職異動**…倒産・解雇・雇止めなどによる離職をされた方を対象とする軽減の申請をされた場合
軽減内容:離職をした方(離職者本人のみ)の給与所得金額を30/100として計算します
軽減期間:離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで
- **産前産後**…世帯の中に出産した方がいる場合
軽減内容:出産した方の所得割と均等割を、産前産後期間相当分(4か月分、多胎の場合は6か月分)軽減します。
- **特徴停止**…公的年金からの天引きが中止となったとき(口座振替又は納付書にてお納めください。)

注意事項

転入された方

保険税算定に必要となる所得を把握するため、転入前の自治体に所得照会を行っています。照会には日数を要するため、通知書発行までに所得の確認が間に合わない場合は、所得がないものとして計算した通知書を送付いたします。所得状況の確認が完了し再度算定した結果、保険税額が変更となる場合には、更正通知書を送付いたします。

税額に変更があり納付書で納付される方

以前に送付した納付書と今回送付した納付書の期別等を確認し、新しい納税通知書が届いたあとは新しい納付書にてお納めください。※口座振替の方には納付書は同封していません。

その他

減額になり、納めすぎになった分がある場合には後日還付の通知を送付します。

還付の場合で、他の税額に未納分がある場合は、充当します。

既に納付済の場合でも収納確認に日数を要しますので納付済額に反映されていない場合があります。納付書が必要な方は税務課(0778-22-3015)までご連絡ください。

よくあるお問い合わせ

Q1 国民健康保険に加入していない世帯主の名前で納税通知書が届いたのはなぜですか。

A1 国民健康保険税の納税義務者は世帯主になります。
世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度に加入している場合でも、世帯に国民健康保険加入者がいる場合、世帯主が納税義務者となります。
なお、世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、加入者宛に別途金額をお知らせする通知は行っておりません。

Q2 すでに脱退したのに納税通知書が届きました。納付しなければいけませんか。

A2 脱退した場合には、加入期間に基づいて再度年税額を計算していますので、納付額が記載されている場合には納付をお願いします。
再計算の結果、納めすぎになった分が発生した場合には後日還付の通知を送付します。

Q3 市外に転出しましたが、引っ越し後に納税通知書が届きました。なぜですか。

A3 国民健康保険は月末時点の加入先で課税されます。
越前市から転出した場合、転出の前月までが越前市、転出した月以降は転出先の市町村にて課税されます。(越前市と転出先市町村の対象期間が重複することはありません。)
転出後に届いた納税通知書は転出の前月までを月割りで再計算したものです。
納期の関係で(12か月を8回で納付)転出後に支払が残る場合があります。
また、納期の関係で転出先市町村からきた通知書と納税の期日が重なることがあります。

Q4 加入者ごとに納付書をわけてもらえますか。

A4 加入者ごとに納付書を分けることはできません。
年税額の加入者ごとの按分は「納税通知書4ページ(個人明細書)」の算出額を参考にしてください。
なお、個人明細書には平等割額は含まれていませんので個人明細書の合計額と世帯の年税額は一致しません。

Q5 月の途中で国民健康保険に切り替えたら、その月から保険税が請求されました。社会保険との二重払いになりますか。

A5 健康保険の計算は、月の末日に加入していた保険で保険料・税を計算します。
月の途中で加入した場合は社会保険の計算は前月分までとなりますので二重払いにはなりません。

問合先	保険年金室(市役所④保険・年金)	加入・脱退について	22-3002
	税務課(市役所⑩税の窓口)	課税内容について	22-3014
		納税・口座振替について	22-3015



◀ translation
(tradução)
翻訳したものをホームページ上でご確認ください。

※一部機種でご覧いただけない場合があります。